

木津町区自主防災会規約

制定 平成 22 年 4 月 24 日 改定 平成 22 年 5 月 23 日 改定 平成 26 年 5 月 18 日
改定 平成 26 年 5 月 22 日 改定 平成 28 年 5 月 15 日 改定 平成 30 年 5 月 20 日
改定 令和 22 年 4 月 11 日 改定 令和 4 年 5 月 16 日 改定 令和 8 年 5 月 10 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震災害・風水害・火災その他の災害（以下、「震災等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 震災等に対する災害予防に関すること
- (3) 震災等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急処置対策に関すること
- (4) 防災訓練に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする。

【役 員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (区地域長) |
| (2) 副 会 長 | 1 名 | (区副地域長) |
| (3) 会 計 | 1 名 | (区会計) |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 | (区防災部長) |
| (5) 監 事 | 1 名 | (区監事) |
| (6) 顧 問 | 1 名 | (区顧問) |
| (7) 相 談 役 | 若干名 | (区相談役他) |
| (8) 事 務 局 員 | 1 名 | (事務局員) |

2. 本会の役員は、木津町区の役員が兼務する。
3. 会長は、必要に応じ区役員、顧問、相談役の他に新たな事務局員を委嘱することができる。
4. 役員任期は、木津町区役員の任期と同じとする。

【役員の仕事】

- 第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し震災等発生時等における自主防災活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその仕事を代行する。
 3. 会計は、本会の会計事務一切を司る。
 4. 防災部長は、会長を補佐し、地域防災訓練並びに災害 時にかかる実務を司る。

5. 監事は、本会の会計を監査する。
6. 顧問は、相談役任務に加え、会長、副会長が業務遂行できない場合は会長代行として業務を遂行する
7. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本会の活動状況等について助言する。
8. 事務局員は、会長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。

【総 会】

第8条 総会は、木津町区の総会に組み入れて開催する。

2. 総会では、次の事項を審議し賛同を得るものとする。
 - (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること
 - (4) 規約の改定に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
3. 総会は、その審議事項の一部を防災会議に委任することができる。
4. 会長が開催を必要と判断した場合、または役員半数以上から要請があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

【防災会議】

第9条 会長は、本会の役員および各自治会の防災委員代表者（町総代または自治会長兼務）により構成される防災会議を、定期的で開催することとする。本会議は、木津町区開催の町総代・協議委員合同会議に組み入れて開催してもよい。

2. 防災会議では、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、防災会議が特に必要と認めたこと

【防災計画】

第10条 本会は、震災等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 震災等の発生生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 震災等の発生生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること
 - (5) その他必要な事項

【経 費】

第11条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第13条 本会の会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。